

有料老人ホームにおける高齢者虐待防止について

高齢者虐待を防ぐための基礎知識と
施設づくり

公益社団法人 福岡県社会福祉士会



研修のねらい

- 1 高齢者の権利擁護とは何か、高齢者虐待防止法の目的、種別、定義等の基礎知識を学ぶ
- 2 身体拘束についての基本的な考え方や対応方法について学ぶ
- 3 高齢者虐待のない施設であり続けるための管理者（専門職）としての役割や対応について考える



少し考えてみましょう

高齢者虐待（身体拘束を含む）は、
何故、やってはいけないか？

ヒントワード

高齢者の尊厳

人格の尊重

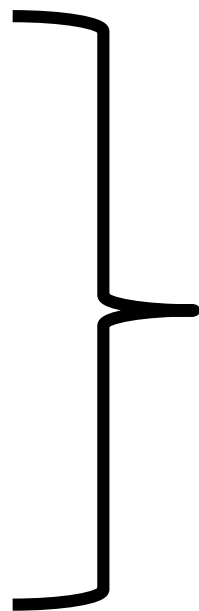
権利擁護

高齢者の

尊厳保持

人格尊重

権利擁護



大前提

ここから始まり、ここに立ち返る

有料老人ホームにおける虐待に係る対応


福岡県有料老人ホーム設置運営指導指針より

基本的事項

有料老人ホーム経営の基本姿勢としては、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、**入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められること。**

中略

研修の実施、苦情処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等の為の措置を講ずること。



1 高齢者の権利擁護とは何か、高齢者虐待防止法の目的、種別、定義等の基礎知識を学習する。

高齢者虐待防止法の特徴

〈正式名称〉

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

◆議員立法・・・30条からなる短い法律

◆養護者（虐待者）への支援をも謳ったところに特徴

◆養護者による虐待の対応責務は市町村に有り
地域包括支援センターが専門機関として対応の
中心を担う

**◆養介護施設従事者等による虐待については、
市町村、都道府県が対応**

本日は
ココ

「虐待」の種別と基本的な考え方

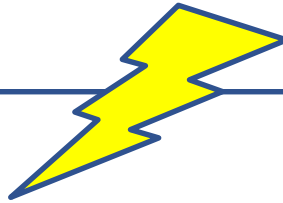
■ 身体的虐待

■ 介護・世話の放棄・放任

■ 心理的虐待

■ 性的虐待

■ 経済的虐待



**「自覚の有無」「悪意の有無」は問わない
「いじめてやろう」「虐げよう」と思っているか
どうかは無関係**



客観的事実として権利侵害があるかどうか

一般的にイメージする虐待
(事件性のある虐待)

虐待予防・防止
の視点も含む

虐待の小さな芽から
市町村が責任を
もって対応！

高齢者虐待防止法が規定した
高齢者虐待(自覚を問わない)

被虐待者と虐待者

被虐待者
65歳以上の者

虐待者	
養護者	養介護施設 従事者等
高齢者を現に養護する者であって 養介護施設従事者等以外のもの ※必ずしも当該高齢者と同居してい なければならないわけではない。	次頁

「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設 従事者等
老人福祉法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> •老人福祉施設 •有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> •老人居宅生活支援事業 	<p>「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者</p>
介護保険法 による規定	<ul style="list-style-type: none"> •介護老人福祉施設 •介護老人保健施設 •介護療養型医療施設 •地域密着型介護老人福祉施設 •地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> •居宅サービス事業 •地域密着型サービス事業 •居宅介護支援事業 •介護予防サービス事業 •地域密着型介護予防サービス事業 •予防介護支援事業 	

(出典:厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』, 2006)

サービス付き高齢者向け住宅の99%は有料老人ホームに該当

また、未届有料老人ホームであっても、有料老人ホームとみなして対応することになっている

身体的虐待とは

暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為
や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

①暴力的行為

- ・ 平手打ちする、つねる、殴る、蹴る。
- ・ ぶつかって転ばせる。刃物や器物で外傷を与える。
- ・ 入浴時に熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
- ・ 本人に向けて物を投げつけたりする。

など

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為

- 医学的診断や介護サービス計画に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
- 介護がしやすいように職員の都合でベッド等へ押さえつける。
- 車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
- 食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

放棄放任(ネグレクト)とは

①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

- 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- 褥瘡ができる等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
- 健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる)に長時間置かせる。
- 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいる劣悪な環境に置かせる。 など

②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
- ・ 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。

など

Q 面会に来た家族が本人に暴言や暴力をふるったりすることで、本人が身体的精神的に被害を受けているにもかかわらず、施設側が何ら対応をとらない場合はどうか

A 本人の安全を確保する手立てを講じる必要があり、そうした対応がなされない場合は、職務上の義務を著しく怠ったとして「放棄・放任」に該当する

③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

- ・ ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・ 必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。

など

④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

- ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何らかの予防的
手立てをしていない。

など

心理的虐待とは

脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること

①威嚇的な発言、態度

- ・ 怒鳴る、ののしる、「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅かす。 など

②侮辱的な発言、態度

- ・ 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・ 子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

- ・ 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
- ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。
- ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）

など

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・ トイレを使用できるのに職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・ 自分で食事ができるのに職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して、食事の全介助をする。 など

⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・ 理由もなく住所録を取り上げる等、外部との連絡を遮断する。
- ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会をさせない。 など

⑥その他

- 車椅子での移動介助の際、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- 自分の進行している宗教に加入するよう強制する。
- 入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影して他の職員に見せる。
- 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- 浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
など

性的虐待とは

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

- ・ 性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・ 性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)
- ・ わいせつな映像や写真を見せる。
- ・ 本人を裸にする。またはわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを、他人に見せる。
- ・ 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・ 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

経済的虐待とは

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、おつりを渡さない）。
- 立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

など

事例①

夜勤者が起こしてしまった虐待

【施設情報】 住宅型有料老人ホーム(H26年開設)80室

【職員情報】 スタッフB 男性30代前半 5ヶ月前に入職 有資格

Aさん 82歳 男性 要介護2

**脳血管性認知症 脳梗塞後遺症による片麻痺あり。難聴。
高血圧の内服治療中。トイレの訴えが頻繁にある。**

ある日の夜間のこと。「トイレに行きたい」とAさんからコールがあり、スマートフォンで動画を見ながら夜勤をしていたBは、Aさんの居室に行き、ベッドから車椅子に移乗し、トイレ介助を行った後、ベッドに臥床させて居室を離れた。

しかし、その後もAさんから「トイレに行きたい」との訴えは続いた。

Bはコールの度に訪室して排泄介助をしていたが、あまりにも頻繁にコールされるため、コールを押している手を叩き払いのけて、「さっきも出らんやったやろ！今度はオムツにしとって！今忙しかと！」と大声で怒鳴った。

Aさんはそれから何度もコールを鳴らしたので、Bは、『どうせトイレに行っても出ないのだから』とナースコールをAさんの手の届かないところに置いて鳴らせないようにした。

1. どのような行為が不適切なケア(虐待疑い)だと思いますか？

そもそも、スマートフォンで動画を見ながら夜勤していることが職員としての資質が問われるところではあります...

**2. もし、あなたがAさんの立場だったとすると、どういう
思いがするのでしょうか？**

このような状態が続くと

**3.この状況のまま何の手立ても講じられなければ
どのような事がおきると思いますか？**

《早期発見》

(高齢者虐待の早期発見等)

第五条

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

早期発見の努力義務



虐待のサインを見逃さない

虐待を発見できる仕組み

《通報》

■養護者による虐待（高齢者虐待防止法 第7条）

- ①養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、**当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない** ……義務
- ②養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない ……努力義務

地域住民の一人としても
通報（努力）義務がある

■ 養介護施設従事者等による虐待

(高齢者虐待防止法 第21条)

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない

・・・義務

通報義務＞守秘義務(第21条)

- ・通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先される
- ・「思われる」で通報できる(証拠、根拠は必要なし)

通報した者を特定させる情報は洩らされない(第23条)

通報等による不利益取り扱いの禁止(第21条7項)

- ・通報等をしたことを理由に、解雇、降格、減給などその他不利益な取扱いを受けない

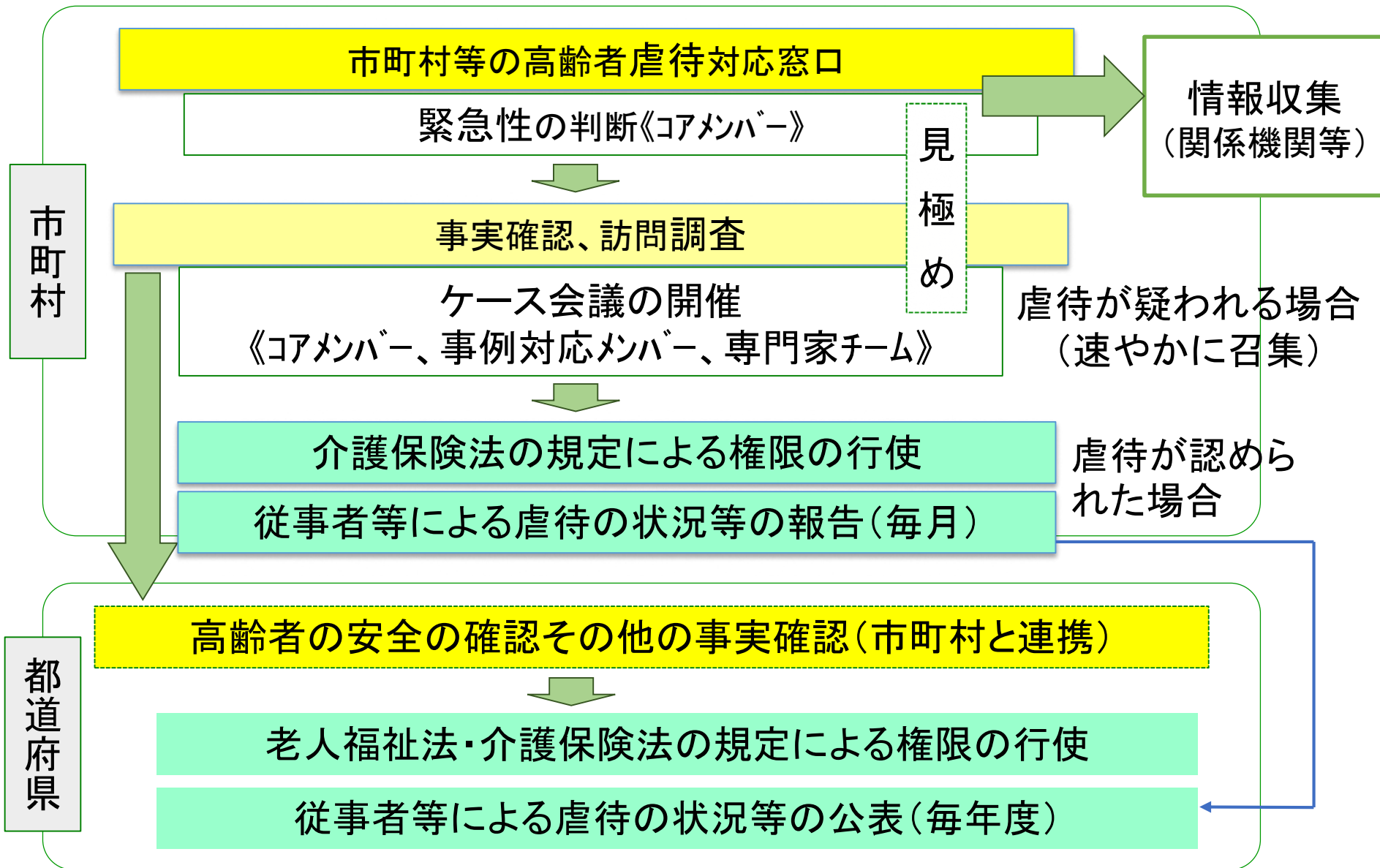
ただし、虚偽であるもの過失によるものを除く




注意

「高齢者の権利を無視した行為の放置」は、
養介護施設従事者等による放棄放任にあたる

介護施設従事者等高齢者虐待対応の流れ





2 身体拘束についての基本的な考え方や 対応方法について学ぶ

有料老人ホームにおける身体拘束に係る対応

福岡県有料老人ホーム設置運営指導指針より

9 有料老人ホーム事業の運営

(3) 帳簿の整備 老人福祉法第 29 条第6項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、2年 間保存すること。

ニ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

10 サービス等

(5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。

10 サービス等

(6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならないこと。

イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

身体拘束の具体例

ポイントは行動の自由を制限しているかどうか

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束の弊害

「今、ここ」のリスクの代わりに

「これから」のリスクが高まる

身体的
弊害

精神的
弊害

社会的
弊害

- 外的弊害…身体機能の低下（関節の拘縮、筋力の低下など）、圧迫部位の褥瘡など
- 内的弊害…食欲の低下、心肺機能の低下、感染症への抵抗力の低下
- 身体拘束への抵抗からくるより重大な転倒・転落等の事故

- 不安や怒り、屈辱、あきらめなどの多大な精神的苦痛
- 人間の尊厳が侵される
- 認知症の進行やせん妄の頻発
- 家族の精神的苦痛（混乱、後悔、罪悪感）
- ケア提供者のうしろめたさ、安易な拘束による士気の低下

- 介護保険施設等への社会的信頼の低下
- 認知症への誤解の助長
- 高齢者のQOLを低下させることで、結果的に介護・医療コストが上がる

身体拘束と高齢者虐待との関係

身体拘束は、高齢者虐待の一つとして考える

⇒介護保険施設等においては、運営基準上、身体拘束
その他利用者の行動を制限する行為を原則禁止として
いる。

⇒障害者虐待防止法においては、身体拘束を身体的
虐待の一つとして明文化している。

身体拘束は高齢者虐待という認識のもと

慎重な対応が必要

緊急やむを得ない場合の身体拘束の要件

1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

2) 非代替性


身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記に加え、**適正手続き**が必要

- * 個人ではなく組織としての判断(「サービス担当者会議」「身体拘束廃止委員会」)
- * 本人や家族への説明(目的、方法、時間帯、期間などできるだけ詳しい説明が必要)
「家族の同意」があれば、例外3要件が必要ないということはないので注意が必要
- * 観察と再検討による定期的再評価(尊厳への配慮)⇒必要なくなれば、速やかに解除
- * 記録の義務付け(2年間保存)



3 高齢者虐待のない施設であり続けるための
管理者(専門職)としての役割や対応に
ついて考える

有料老人ホームに勤務する介護職Bさんは、真面目な性格で 日々の仕事もきちんとこなしていました。利用者さんとのコミュニケーションは上手いのですが、職員と関係性を築くことは上手いかず職員間では「真面目すぎる」ということで少し距離を置かれていました。

Bさんは、日々の仕事の悩みを相談できる職員はなく、自分なりに努力していました。また、プライベートでは、親の介護もしていました。

Bは、アルツハイマー型認知症のAさんを担当しています。

Aさんは、排泄介助の際に拒否が強く、汚れた下着の交換もスムーズにできない状況でしたが、Bは根気よくコミュニケーションをとりながらケアにあたっていました。

ある日、BがAさんに排泄介助をしようとする「汚れていないのに何をするんだ！」と不機嫌になり、「誰か助けて！」と大きな声でわめきはじめました。

Bは、思わず、「うるさい！」「少し黙って！」と怒鳴ってしまいました。

Bは、「ひどい言葉づかいをしてしまった」「こんなに頑張っているのにどうしてわかってもらえないの」「きつい思いばかりでもう嫌だ」など様々な思いが交差しました。

Bは、1週間後、退職願いを提出しました。



あなただったらどうしますか？

1. 介護職Bさんは、どうすればよかったですか？



あなただったらどうしますか？

2. チーム・組織としてどのような対応を考えればよいでしょうか？

施設理念の共有と組織体制の整備

施設理念・方針の明確化

施設の長、管理者としての姿勢が問われる

施設理念・方針の共有化

職員一人一人が同じ思いでケアにあたる

組織体制の整備

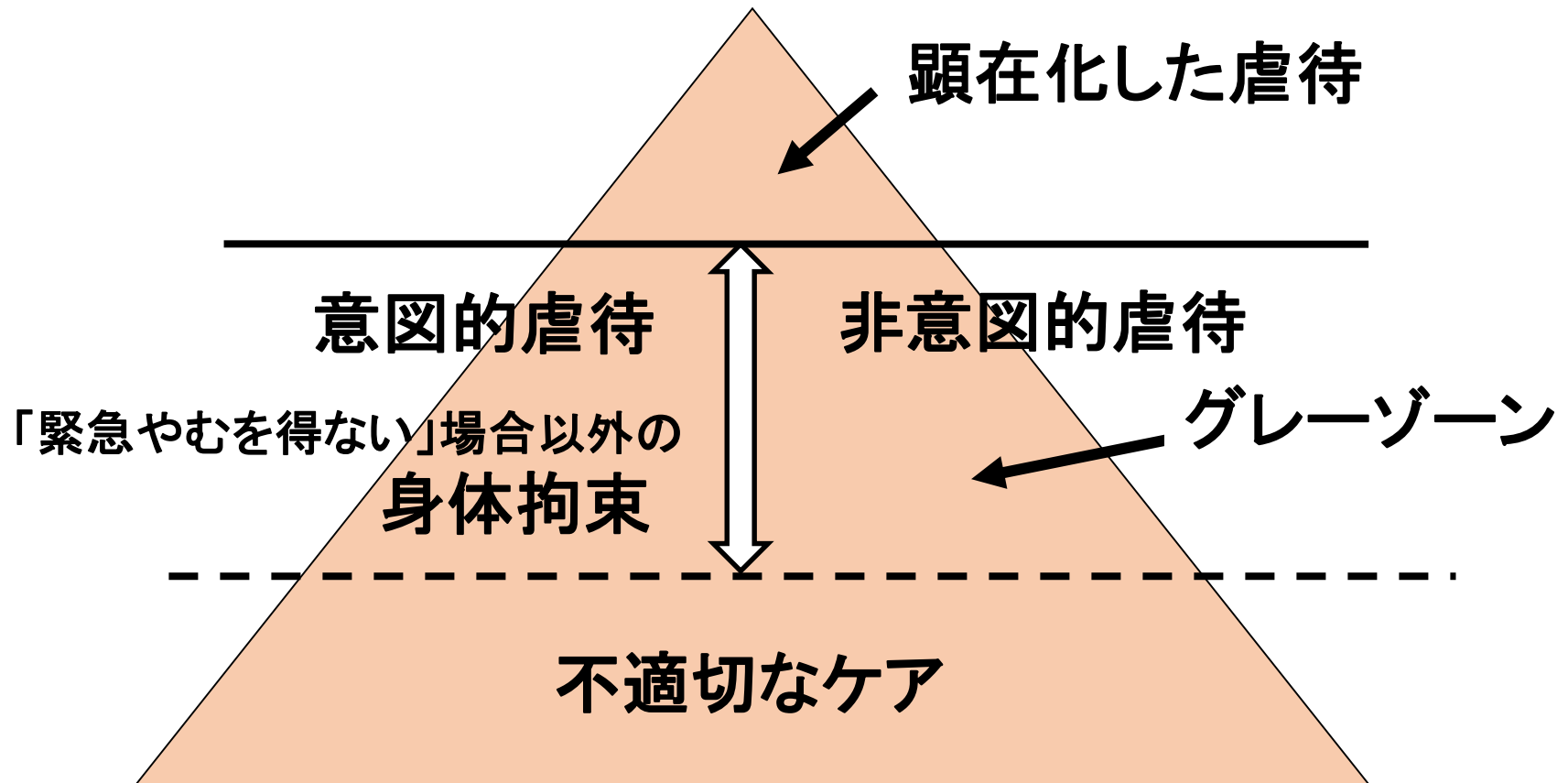
職責・職種による責任や役割を明確にする

教育体制を整える → OJT・Off-JT → 何を目指すか
チームとして対応する → チームビルディング

★施設の長・管理者・職員相互の意思疎通が大切

組織運営の透明化

不適切なケアを気づける環境



(柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

不適切なケアの放置は、虐待を生むことにつながりかねない

虐待防止の取組からみる改善モデル

グレーな存在(不適切ケア)への気づき

問題(不適切ケアの
具体的存在)の共有

問題の背景(構造・
プロセス)の共通理解

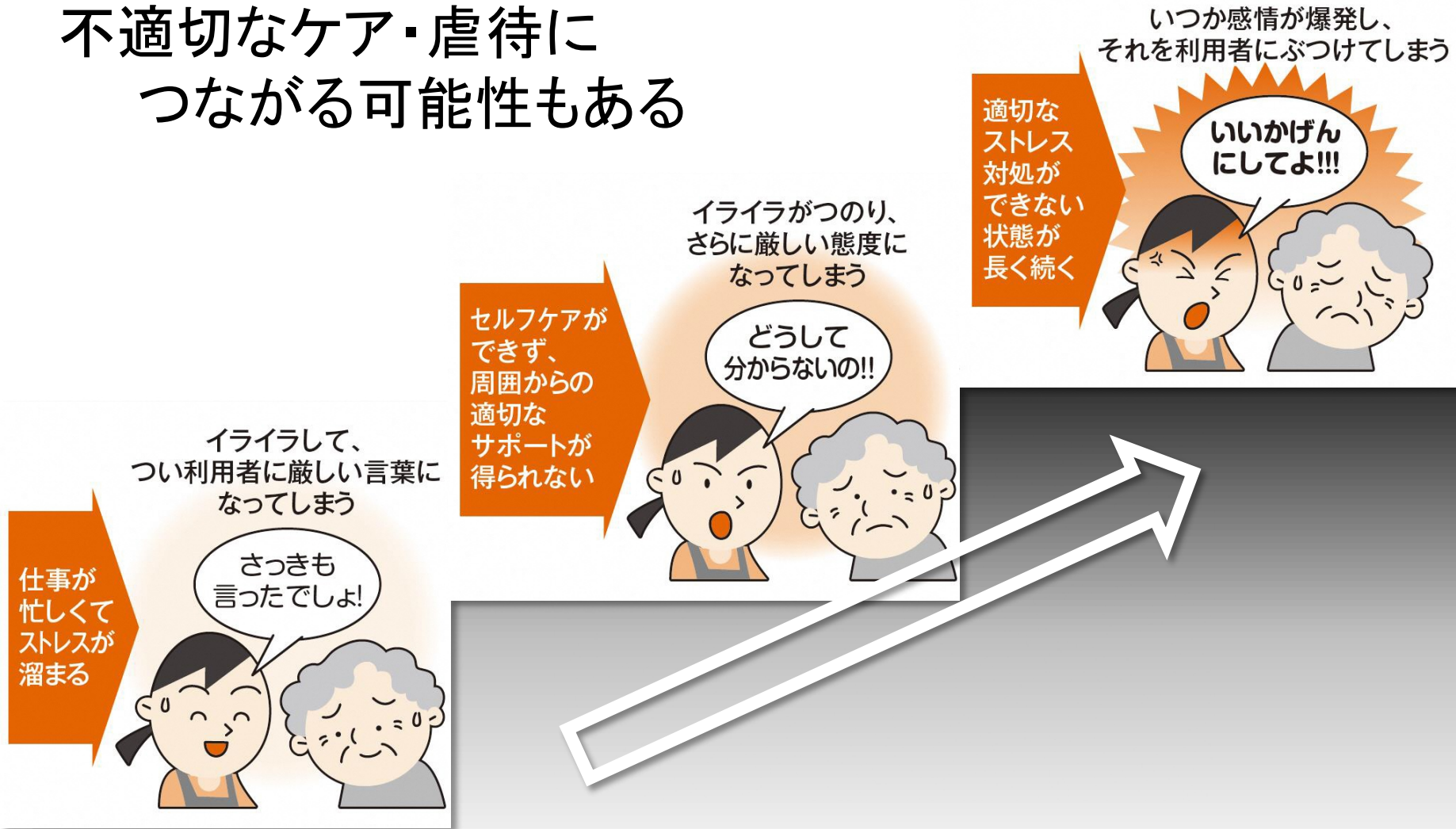
改善策の
検討・教育
・実行

「より良いケ
ア」の評価・
共有

構造やプロ
セスの組織
的な改善

ストレスマネジメント

日々のストレスが
不適切なケア・虐待に
つながる可能性もある



出典 「介護現場のためのストレスマネジメント支援テキスト～高齢者虐待・不適切ケアの防止に向けて～」

社会福祉法人 東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター 一部改変

介護の仕事をする上でのストレス

1 利用者に対して

- ・上手くコミュニケーションがとれない
- ・過大な要求をされる
- ・不快になるような言動をされる

2 利用者の家族に対して

- ・過大な要求をされる
- ・こちらの仕事ぶりや態度に対する不本意なクレーム

3 上司・同僚に対して

- ・いじめ、不公平な対応がある
- ・仕事を正當に評価してくれない
- ・不安や悩みを相談できる人がいない

4 事業所に対して

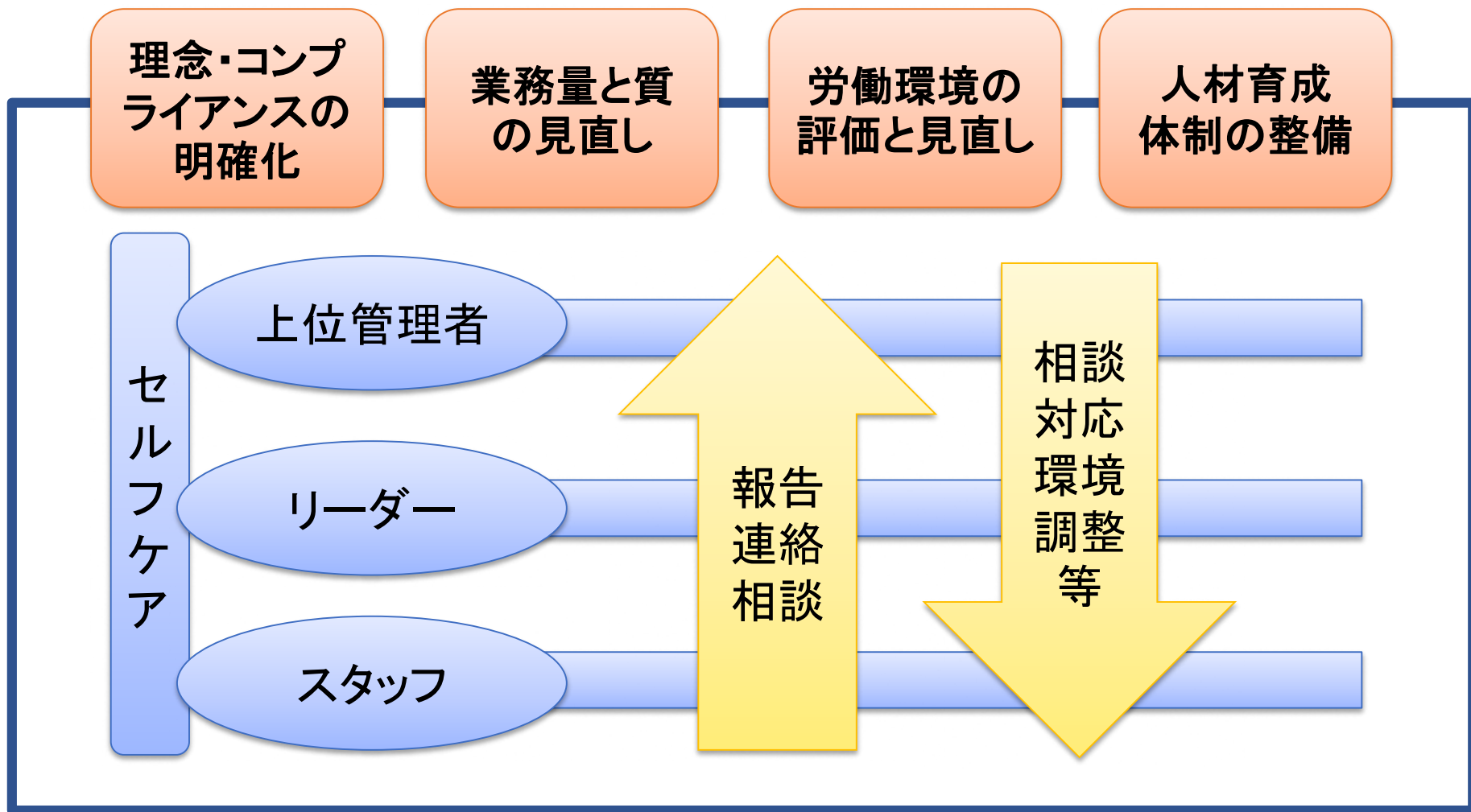
- ・長時間勤務、業務量の多さ ・金銭的報酬の少なさ
- ・身分の深さ ・将来の自分の仕事内容や地位が不明確のまま

5 自分自身に対して

- ・仕事に自信がもてない ・利用者さんの役に立てない
- ・仕事上の役割がよくわからない

★ プライベートな部分のストレスが
仕事に影響すること場合もある

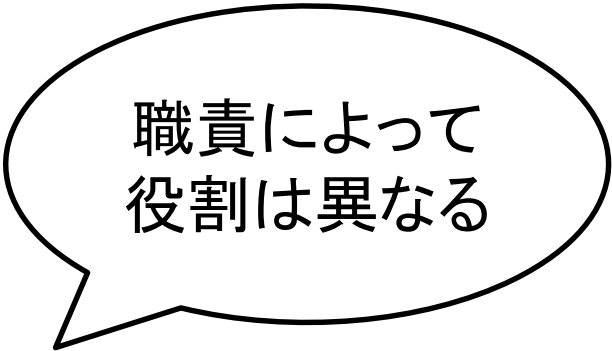
ストレスマネジメントは、組織全体で取り組む



リーダーとしてのストレスマネジメント

1 職場内環境調整

- ・仕事の質
→ 職員の知識や技術などを高める
- ・労働時間
→ 職員の過重労働を避ける
- ・人間関係
→ 円滑なコミュニケーションが図れる職場を作る



職責によって
役割は異なる

2 個別相談

- ・悩み事、心配事を打ち明けてもらえるように
 - ・悩み事、心配事に気づけるように
- * コミュニケーション(面接)力が必要

まとめ

高齢者虐待のない施設であり続けるために

- 施設としての理念・目的の明確化と共有
→利用者への「尊厳保持」「人格尊重」「権利擁護」の意識をしっかりと理解する
- 仕事がしやすい職場環境
→組織体制だけでなく人間関係の面においてもストレスのない環境を整える
- 専門職としての質の向上
→知識・技術面だけではなく、人権感覚を身につけ利用者への権利侵害に気づける人材を育成する

参考資料・参考文献

- 認知症介護研究・研修仙台・東京・大阪センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」2008
- 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成30年3月
- 東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―』平成18年3月
- 谷川ひとみ・池田恵利子『ケアマネジャーのための権利擁護』中央法規、2006
- 大淵修一監修『高齢者虐待対応・権利擁護 実践ハンドブック』法研出版、2008
- 日本社会福祉士会編『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』中央法規、2010
- 日本社会福祉士会編「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」H24年3月

考えてみよう

事例①

夜勤者が起こしてしまった虐待

1. どのような行為が不適切なケア(虐待疑い)だと思いますか？

そもそも、スマートフォンで動画を見ながら夜勤していることが職員としての資質が問われるところではあります...

×手を叩き払いのける行為

➡ **身体的虐待の可能性**

×オムツへの排泄への強要

×大声で怒鳴る

➡ **心理的虐待の可能性**

×ナースコールを使わせない行為

➡ **放棄放任の可能性**

**2. もし、あなたがAさんの立場だったとすると、どういう
思いがするのでしょうか？**

怖い！

やめて！

どうして？

こんな体でなければ・・・

迷惑かけてるから仕方ない・・・

このような状態が続くと

3.この状況のまま何の手立ても講じられなければ どのような事がおきると思いますか？

- 一人トイレへ行こうとして転倒する可能性
- 認知症が進行する可能性
- 職員への不信感が増し、他の介護等もできなくなる可能性
- 精神的な不安定さから他の入居者に影響を与える可能性
- 事業所全体が、ケアの質の低下、虐待行為に気づかないまま
当たり前に対応だと思ってしまう可能性
- 家族などから通報されて、虐待した事業所だと認定される
可能性

考えてみよう

事例②

**ストレスが要因で起こってしまった
虐待**



あなただったらどうしますか？

1. 介護職Bさんは、どうすればよかったですか？

- 自分だから拒否されているとは思いきまない
- 自分の感情を共有してくれる人を見つける
- 他のスタッフと協働してケアにあたる

抱え込みがストレスを増すことにつながる



不適切なケア、虐待へと発展



あなただったらどうしますか？

2. チーム・組織としてどのような対応を考えればよいのでしょうか？

- 個人の問題や課題をチーム・組織の問題・課題として捉える
- チーム・組織としてケアにあたる体制を整える
- チーム・組織としてストレスケアに取り組む

ストレスマネジメントが必要